

休眠預金等活用法について

お客様各位

愛知信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動については、別項の「休眠預金等活用法」に掲載してあります「休眠預金等のお取り扱いについて」をご参照ください。

※なお、詳細につきましては、弊庫ホームページ『「あいしん」からのご案内』の『休眠預金等活用法』を、ご覧ください。